

社会福祉法人泉の園

役員及び評議員・委員会委員の報酬等に関する規程

社会福祉法人泉の園 役員及び評議員・委員会委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉の園（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員業務を行うためにこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。
- (6) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する出張経費（旅費・宿泊費・宿泊費）及び交通費（別表4「役員及び評議員その他委員の交通費」）の経費であり、報酬とは明確に区別するものとする。

(報酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は、評議員100,000円、役員500,000円（理事350,000円、監事150,000円）、委員会委員50,000円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員、評議員及び委員会委員が出席をした時の報酬は、別表（1～3）の報酬を支給することができる。

(業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員（理事、監事）が理事会に出席したとき（別表1）
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき（別表1）
- (3) 監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき（別表2）
- (4) 理事長が理事会及び評議員会出席以外で、法人及び施設運営のための業務にあたったとき（別表2）
- (5) 役員及び評議員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたったとき（別表2）
- (6) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (7) 第三者委員の研修参加及び第三者委員会に出席したとき
- (8) その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(費用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3によりその費用（出張旅費）を支給することができる。また、理事会及び評議員会、その他委員会の出席、その他の業務にあたった場合はその実費費用（交通費）を支給することができる。

- 2 費用は、実情を考慮し、増額することができる。
- 3 費用は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第6条 報酬及び費用弁償の支給日は、業務にあった都度支払うものとする。

(支給方法等)

第7条 報酬及び費用の支給は、現金をもって本人にその都度支払うものとする。ただし、第5条のうち「費用（出張旅費）については出張終了後「旅費精算書」の受領後、速やかに支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によっておこなう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2000年4月1日より施行する。

この規程は、2005年7月24日より改正する。

この規程は、2017年6月17日より改正する。(2017年4月1日より適用)

この規程は、2018年4月1日より改正する。

この規程は、2021年4月1日より改訂する。

別表 1 (理事会及び評議員会出席報酬)

※非常勤役員

名 称	報 酬
4 条一 (1) 理事会出席報酬 (役員)	3,094 円 (94 円)
4 条一 (2) 評議員会出席報酬 (評議員及び役員)	3,094 円 (94 円)

※報酬 () 内は源泉所得税額

※ 理事会と評議員会を同日に開催した場合に於いても 1 回分の支給とする。

別表 2 (その他の報酬)

※非常勤役員

名 称	報 酬
4 条一 (3) 監事監査及び行政監査立会等	4,126 円 (126 円)
4 条一 (4) 理事長決裁業務等	4,126 円 (126 円)
4 条一 (5) (8) 役員 (理事長除く) 及び評議員業務報等	3,094 円 (94 円)
4 条一 (6) 第三者委員会等	3,094 円 (94 円)
4 条一 (7) 評議員選任・解任委員会等	3,094 円 (94 円)

※報酬 () 内は源泉所得税額

※会議が 1 日複数回あった場合に於いても 1 回分の支給とする。

別表 3 (費用)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	8,000 円	1,000 円	実 費

※ 宿泊費が参加費に含まれる場合は、その実費。

※ 日当については、6 時間以上 (移動時間含む) の場合。

